

千葉県 自殺対策相談対応のための共通マニュアル集Ⅴ

借金・経済問題への対応



千葉県自殺対策連絡会議 自殺対策相談機関連絡調整部会

目 次

(ページ)

I. はじめに	1
II. 相談窓口での対応	2
● 相談者の訴え	2
● 窓口での対応・助言の実際	3
● 専門機関等への紹介	6
III. よくある相談 Q & A	10
IV. 参考資料	14
● 4つの債務整理方法	14
● 利息制限法と出資法、およびグレーゾーン金利	17
● 利息制限法への引き直し計算	17
● 借入先一覧表	18
● 家計収支表	19

I . はじめに

本マニュアルは、各相談対応窓口において、相談者が抱えているかもしれない“借金・経済問題”を把握し、消費生活センター、弁護士、司法書士、法テラス等の借金・経済問題に精通する相談機関や専門家（以下「専門機関等」という。）に確実につなげる方法を示したものである。

借金・経済問題は、自殺の原因・動機として健康問題の次を占めるとともに、家族間の不和や精神疾患といった他の原因・動機の発生につながるものであり、自殺の発生に深く結びついているところ、借金による自殺既遂者や未遂者の多くは、専門機関等による適切な援助を受けていないことがわかっている。このことは、彼らが専門機関等による適切な援助につながっていれば、自殺（未遂）は予防できた可能性を示唆しており、本マニュアルは、自殺予防のための具体的な対策の一つとして作成されている。

本マニュアルには、各種相談窓口において、担当者が知っておくべき情報が示されている。

具体的には、借金・経済問題を抱えている際に相談者の示すサイン、一般的な債務整理方法、そして専門機関等への相談の手順等である。

各相談窓口において、相談者が多重債務等、深刻な借金・経済問題を抱えていることが判明した場合は、自殺のハイリスク者としてよりていねいな対応に心がけ、相談者を支援しながら確実に専門機関等につなぐとともに、引き続き見守ることが必要である。

本マニュアルが、一人でも多くの自殺を防ぐために役立つことを期待したい。

II. 相談窓口での対応

【相談者の訴え】

相談者は、通常、借金や経済問題を主訴として相談に来るわけではない。

以下に示すように、家庭での問題、職場の問題、健康問題や様々な生活上の問題に関する相談から始まり、話を聴く中で、借金・経済問題の存在が明確になってくる。

相談者は本人ではなく、周囲の人々が相談に来る場合もあり、3割程度は家族からの相談である。あるいは、本人が家族に付き添われて来る場合もある。

- 税金が払えない
(納税の猶予や分納の相談にきた場合は、税金以外の債務を抱えている可能性が高い)
- 生活費がない
- 夫婦関係や親子関係がうまくいっていない
(内緒の借金があるために関係が悪化している場合がある)
- 夫からDVを受けている／子供から暴力を受けている
(ギャンブル依存症やアルコール依存症と、それに伴う借金問題が想定される)
- 子どもが登校できていない
(生活困窮のために登校できなかつたり、親が登校させなかつたりする)
- 夫の仕事がうまくいっていないようだ
- 家族／親類／友人の様子が気になる
- 病気のことで相談したい〔病院の入院費が払えない等〕
- 失業、リストラ、事業の失敗
- ギャンブルがやめられない〔ギャンブル依存症〕
- 衝動買いがやめられない〔買い物依存症〕※ 女性が多い
- 親／子どもが行方不明である(借金を抱えている場合も多い)
- おまとめ(※注1)してもらえる金融機関(公的融資)はないかと相談にくる

★ 相談者が家族と一緒に相談に来られた場合の留意点

相談者が家族と一緒に相談に来た場合、家族は実状を全く聞いていないこともよくある。その場で話を初めて聞いた家族が、本人を非難したり、あきれたり、びっくりするなどして具体的な相談対応ができなくなることもある。そのような場面では、本人と家族を別々にして相談を受けるといった配慮も必要となる。相談者が家族の前では話しにくい問題を抱えていないか、状況をよく把握することが重要である。

(※注1)おまとめ

「おまとめローン」のこと。現在借り入れている複数の貸金業者等からの借金を一つの金融機関等からの借入により返済し、一本化すること。金利の高い複数のローンを借りている場合、金利が低いローン一本に借り換えることで、月々の返済額を減らせる、返済の手間も省けるといったメリットがあるが、一方で保証金詐欺に遭うおそれや、利息制限法所定の利率に基づく再計算(以下「引き直し計算」という。)による債務の減額を活用しないまま債務全額を借り換えることとなるほか、貸金業者以外(銀行等)からの借入は貸金業法の総量規制の枠から外れるため、新たな借入れが可能となるなど多重債務を更に悪化させるおそれもあり、多重債務の解決法としては推奨できないというのが専門家の見解である。

【窓口での対応・助言の実際】

ここでの対応で重要なことは、細かい法律の知識ではない。相談者の苦悩を受け止め、そのおかれた状況を的確に把握し、確実に専門機関等に引き継ぐことである。

借金の問題に関しては“本人の責任であり、自分でまいた種は自分自身で解決すべきである”という社会通念があり、周囲の人や専門機関等に援助を求めることなく、日々の取り立てや資金繰りの為に極度の疲弊状態にある者も少なくなく、中には抑うつ状態に陥っている場合もある。

相談窓口で、担当者が最初に行うべき対応は、①“これまでの苦勞へのねぎらい”と②“専門機関等の介入の有無の確認”の2つである。

《相談窓口での初期対応》

① これまでの苦勞へのねぎらい

例：「今まで、よく頑張ってきましたね。もう一人で頑張らなくても大丈夫ですよ。」

② 専門機関等の介入の有無の確認

専門機関等に相談をしているかについて確認をする。



◆ すでに専門機関等への相談がなされている場合

さらに、その相談がうまくいっているかを確認し、専門機関等の介入があれば、借金は解決可能であることを再確認しながら、必要に応じてその専門機関等との連絡調整を行う。

◆ 専門機関等への相談がなされていない場合

専門機関等の介入があれば、借金は解決可能であることについて、以下の情報を提供しながら確実に伝える。

○ 法的手続きをとることによって、返済額が減額や免除になることがある

特に、平成22年6月18日に貸金業法、出資法及び利息制限法の改正が施行される以前の借入・返済については、法律上返済義務のある利息制限法所定の利率と、刑事罰を科する基準である出資法の上限利率に違い（いわゆる「グレーゾーン金利」）があり、ほとんどの貸金業者や信販会社は上記グレーゾーン金利での貸付けを行っていたことから、引き直し計算をすることにより債務額が縮減し、過払いが生じることもある。

(IV 参考資料 p17 参照)

- 法的手続きが開始されれば、取り立てが止まる
債務整理を法律専門家（弁護士・司法書士）に依頼した場合、その旨を貸金業者に通知（受任通知）してもらおうと、通知が届いた時点から貸金業者は取り立てができなくなる。また、裁判所に破産手続開始の申立てをして受理された場合、貸金業者がそれを知ったとき（申立後に裁判所から交付される「破産事件受理票」の写しを債権者に送付したときなど）も同様である。

※ 債務整理の合理的で確実な方法として、以下の 4 つの方法があることを具体例として説明するとより分かりやすい。

- ①任意整理、②特定調停、③個人版民事再生、④自己破産

(IV 参考資料 p14 ～16 参照)

★ 債務整理方法を説明する際のポイント

- どのように借金を整理するかについての全体像をイメージ出来ることが大切。（決め付けないことが重要）
- その方法を選択する上で必要となる費用や所要時間は個人の状況で異なる。よって、どの方法が良いかは専門家に相談し、決めることを伝える。

★ 借金を繰り返している場合の留意点

借金の背景にギャンブル依存や買い物依存など、依存症の問題がある場合は、保健所、県精神保健福祉センター等の専門機関へつなげることが重要である。依存症は病気であり、治療をしないと、一旦借金が解決しても、また借金の問題を繰り返すことになる。

対応の詳細については、p7 “メンタルヘルス相談機関” 及び「共通マニュアル『メンタルヘルス問題への対応』」を参照。

★ 相談者が本人ではなく、家族であった場合

身内に多重債務者を抱える家族が相談窓口を訪れることもある。家族は債務者の抱える借金の実態が分からず、本人以上にパニックになって相談に来る場合が多く、まずは冷静になるよう説得した上で、次の事項を説明する。

- 家族が債務者の抱える借金の保証人に安易にならないこと。
- 家族が借金の肩代わりをせず、債務者に相談窓口まで来るよう促し、借金を整理させることが重要であること。

ただし、本人を決して追い詰めないことが重要である。お互い家族間同士で感情的になると、本人が相談することも嫌がり、投げやりになる恐れがある。

- もし援助するのであれば、債務整理の手続きにかかる費用を援助することが、債務者本人のためであること。（本人の債務状況によってはそうでない場合もある）

★ 相談者が連帯保証人の場合

基本的に主債務者の解決方法と同じであるが、以下の事項に留意するように助言する。
なお、解決方法に困った時は主債務者と同様、法律専門家へ相談することを勧めることが重要である。

- まずは主債務者と仲間割れしないこと
- 交渉などには同行し、がっちりと手を組んで連携すること
- 業者からの呼び出しがあっても勝手に一人で行かないこと
- ハンコを押したり支払ったりしないこと
- 契約内容をもう一度熟読すること

★ ヤミ金（※注2）からの借金の場合

出資法の利息を超えるような犯罪性の高い借金は、まったく返済する義務がない。

しかし、返済が少しでも遅れると、電話や訪問など最も厳しい取り立てが始まるので、直接一人で対応せず、まずは警察か弁護士、司法書士のような法律家に相談することが望ましい。警察に動いてもらうためにも会話を録音しておくことが重要である。業者が家に上がり込んで来たら迷わず警察へ 110 番通報をすることである。

(※注2)ヤミ金

貸金業者は、貸金業法第3条第1項により都道府県又は財務局の登録を受ける必要があるところ、当該登録を受けていない業者及び登録を受けていても実際に貸し付けている金利が出資法の上限金利 20.0% (22年6月以前は 29.2%) を超える利率を定め、貸金業法等に抵触する取立行為を行う業者をさす。

平成 17 年 1 月 27 日の福岡高裁判決(平成 16 年(ネ)第 752 号事件)をはじめとする下級審判例により、ヤミ金の貸付契約は公序良俗に反し無効とされた。また、平成 20 年 6 月 10 日最高裁判例(平成 19(受)569 号事件)により、ヤミ金による貸付金は民法第 708 条の不法原因給付であり、被害者からヤミ金への損害賠償請求では、貸付金を利益相殺しないことが確定した。この 2 つの判決により、実質的に、ヤミ金から借りた金は、元本を含めて返済する必要が無くなった。

【専門機関等への紹介】

相談者に専門機関等（以下「紹介先」という。）への相談を勧める場合、紹介先の名称と連絡先を伝えるだけに終わらず、以下のような積極的な働きかけが必要である。相談者は、今回の相談で全精力を使い果たしていたり、金策にあけくれているため、紹介先を訪れないことも想定できるからである。

- 相談者の了承を得た上で紹介先に電話を入れ、相談者の抱えている問題の概要を説明し、対応可能であるかを確認する。
- 相談者の都合を確認の上、相談者及び紹介先の両方が対応できる日時、窓口名、担当者名等を確認し、相談者の了承を得た上で予約をする。
- 紹介先の名称、電話番号、アクセス方法、相談対応日時、窓口名、担当者名等を相談者に確実に伝える。
（可能であれば、紹介先への相談に同行することが望ましい）
- 同行しない場合は、紹介先に相談した結果等について、事後報告してくれるよう相談者に依頼する。（可能であれば、その後の経過を確認するために、こちらから相談者に直接電話を入れることに関して、紹介先の了解をとっておくことが望ましい）

※ 問題が深刻で自殺のリスクが高いと思われるケースについては、相談への同行に努め、同行しない場合は、紹介先に対し、相談者が実際に訪れたかについて直接確認すること。

専門機関等を紹介する際の留意点

消費生活センター・司法機関（司法書士会・弁護士会・法テラスなど）

- どのような金融機関、貸金業者から、いつから、いくら借りているかが明らかでないと、いずれの専門機関等も十分な対応ができない。相談がスムーズにいくために、“借入先一覧表”を必ず持参するようすすめること。
本冊子 p18 の“借入先一覧表”をコピーして渡してもよい。記載方法は、借入先の名称、借入金額と借入開始時期などを簡単に記入するだけでよい。
- また、返済のめどや最も適切な解決策を検討する材料として、家計の収支状況が必要となる。出きれば“家計収支表”[p19 に一例を記載]と、光熱費、電話代などの領収書や通帳類、給与明細（直近の3ヶ月分）などを持参するようすすめる。

★ 紹介先の選択

法律専門家が近くにない、相談の費用がない、なかなか敷居が高くて行けないなどの場合は、まずは無料で相談できる市町村の消費者行政相談窓口や、県消費者センター、県弁護士会や県司法書士会が行っている「多重債務者無料相談」等を最初の相談先としてすすめるとよい。

しかし取り立てへの対応が急がれる場合は、すぐに法律専門家（弁護士や司法書士）を紹介すること。

紹介先の選択に迷う場合は、まずは県の消費者センター(TEL:047-434-0999:受付時間(月～金)午前9時～午後4時30分、(土)午前9時～午後4時)に問い合わせるとよい。

メンタルヘルス相談機関

(保健所、千葉県精神保健福祉センター、千葉市こころの健康センター、精神科・心療内科などの医療機関)

多重債務など深刻な借金・経済問題を抱えた場合、抑うつ状態や強い不安に陥ったり、うつ病やアルコール依存症に罹患するなど、精神保健上の支援が必要となることが少なくない。

このため、全ての相談者に、債務整理に関する説明を行った後に、こころの相談機関の情報を提供しておくことが望ましい。ストレスフルな体験をした時の“正常な反応”として、抑うつや不安等の精神症状が出現する可能性を説明した上で情報提供するとよいであろう。

ただし、以下のような場合には、緊急性が高いとし、かかりつけの精神科又は心療内科があれば、そことの連絡を検討する。また、対応が困難な場合は、最寄りの保健所、千葉県精神保健福祉センター(043-263-3893)に相談すること。

- 自殺をほのめかす言動が確認できる(家族の陳述からの場合も含む)
- うつ病が疑われる様子がある

表情に活気がない、小声である、動作や会話が遅かったり、止まったりする、時折涙ぐむ、やる気がない、そわそわして落ち着きがない、自分を責める、眠れない、食欲がない、などのうちいくつかが観察できる。

- アルコール依存症が疑われる
- ギャンブル依存や買い物依存が背景にありそうである
- 躁状態が疑われる(家族が相談に来る場合が多い)

急に浪費が激しくなった、無理な事業計画や発明に失敗し、債務を抱えた、今後も色々な活動に手を出そうとしている、など。

※ 夜間、休日等で緊急な受診が必要と思われる場合は、千葉県精神科医療センター精神科救急相談窓口(TEL: 043-276-3188 24時間対応、年中無休)に相談する。

警察

以下のような行為は、貸金業法 21 条に違反する違法行為である。また、関係のない勤務先の人間にまでしつこく返済を迫るなど仕事に悪影響を与える行為の場合は、業務妨害罪が成立することもある。

以下のような場合には、すぐに警察へ相談すること。

- 借金をした本人や保証人を威迫する行動
(暴力的な態度をとる、大声をあげる、暴言を吐くなど)

- 借金をした本人や保証人の生活の平穩を害するような行動
 - ①正当な理由のない深夜、早朝（午後 9 時から午前 8 時まで）など不適切な時間帯の電話・FAX・訪問、②勤務先等債務者の居宅以外の場所での取り立て、③はり紙、立看板その他の方法により、債務者の借入れに関する事実その他債務者の私生活に関する事実を債務者以外の者に明らかにする、④債務者に対し、債務者以外の者からの金銭の借入れ等により債務の弁済資金を調達するよう要求する、⑤債務者以外の者に対し、債務者に代わって債務の弁済を要求する等
- 出資法に違反する金利（年 20%を超える）を設定している場合
 - なお、改正前の出資法（改正法は平成 22 年 6 月施行）は、金融業者が年 29.2%（閏年は 29.28%）を超える利息を取った場合は、5 年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金（懲役と罰金の併科もあり）に処すると定めていた。（現行の出資法は、利息制限法が元本の額により異なる上限金利を定めるのと異なり、元本の金額にかかわらず年 20%を超える利息を取ることを刑事罰の対象としている。）
- （出資法違反[p17 参照]）

遺族支援機関

借金・経済問題を抱えている相談者が、自死遺族や交通事故や犯罪被害者の遺族である場合もある。彼らは、自殺や犯罪被害で家族を亡くした上に、経済的困窮にまで陥っており、よりていねいな対応が必要で、事務的な対応や支援の押しつけにならないよう心がける。

下記の遺族支援機関の紹介に関しても、各機関の支援サービスに関する情報提供にとどめ、強引にすすめることがないように配慮する必要がある。相談者自身が必要と感じた時に自主的に利用できるような環境を整えておくといった姿勢が望ましい。

◆ 警察

事件や事故に巻き込まれた被害者やその家族の精神的悩みなどの緩和や軽減を図るため、千葉県警察犯罪被害者カウンセラーチーム（専門的資格や知識を持った女性職員で構成）によるカウンセリングを行っている。

殺人等故意の犯罪行為により、亡くなられた被害者の遺族や、重傷病を負い、若しく障害が残ることとなった被害者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度（犯罪被害者給付制度）がある。（問合せ先：県警本部警務課犯罪被害者支援室）

◆ 民間支援団体

公益社団法人「千葉犯罪被害者支援センター」では、犯罪被害者やその遺族、家族に対し、電話相談業務を行うほか、必要に応じてカウンセリング、付き添い支援等を行っている。

◆ 千葉県交通事故相談所

交通事故相談所では、交通事故にあつてお困りの方に専任相談員と弁護士が電話や面接により無料で相談を行っている。また、臨床心理士による心のケアに関する相談も月に1回行っている。なお、市町村への巡回相談も行っている。

(問い合わせ先)

○本所 千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎2階 043-223-2264

○東葛飾支所 松戸市小根本7 東葛飾地域振興事務所4階

047-368-8000

○安房支所 館山市北条402-1 安房地域振興事務所1階

0470-22-7132

相談時間：午前9時～午後5時（受付は午後4時30分まで） 土曜、日曜、祝日及び
年末年始を除く

主な相談内容：損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方など

HP：www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/soudan/jiko/index.html

遺族の自助グループ

大切な人を亡くした遺族は、強い嘆き、悲しみ、怒り、自責の念、対人関係上の不安など、様々な感情や苦しみに苛まれることになる。このような状況からの回復には、同じ体験を持つ人たちの集まりである“自助グループ”への参加が有効である。

ただし、自助グループへの参加は、あくまでも相談者自身が主体的に参加することが重要であり、周囲が強引に参加を勧めるものではない。

情報提供にとどめ、相談者自身が必要と感じた時に自主的に利用できるような環境を整えておくといった姿勢が望ましい。

III. よくある相談 Q&A

Q1.

弁護士や司法書士に依頼すると、どのくらいの費用がかかるのでしょうか？
また、費用が払えない場合の救済制度はないのでしょうか？

A1.

弁護士や司法書士の報酬には公的な基準はなく、事案の内容によっても異なると考えられることから、インターネット等で表示されている報酬額を参考に、それぞれ個別に問い合わせてください。経済的に苦しい場合には、その現状を先方に直接話し、交渉してみることをおすすめします。

なお、法テラス（日本司法支援センター）には、「民事法律扶助」（資力の乏しい方に対し、無料法律相談や法律の専門家の紹介、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立て替えを行う制度）という制度もあります。まずは法テラスにご相談ください。

Q2.

「債務整理の方法を教えて欲しい」という相談には、どのように対応したらよいのでしょうか？

A2.

債務の額、債務者の収入等により方法は異なるので、まずは専門機関等（消費生活センター、司法書士、弁護士など）に相談するよう伝えて下さい。なお、債務整理の方法を具体的に検討するに当たっては、借り入れの状況や家計収支等を細かく分析する必要がありますので、電話のみでの対応は困難です。専門家と直接会って相談するようおすすめするとともにそれまでは、素人判断で行動することがないように、しっかりと助言してください。

Q3.

「地元ではない他県の専門家をお願いしたい」と相談された場合、どのように対応したらよいのでしょうか？

A3.

地元の司法書士や弁護士には知り合いがいるので相談したくないという方が時々います。相談者の希望に添うよう、司法書士会や弁護士会から情報をもらい、適任の専門家を紹介しましょう。

Q4.

親や配偶者の借金も相続対象になるのでしょうか？

A4.

法定相続人であれば、もちろん債務（借金）も相続の対象になります。ただ、被相続人に資産がない場合や債務が資産を上回る場合、相続放棄ができますが、相続開始を知った時から3ヶ月以内でないと相続放棄はできません。家庭裁判所に相談してください。なお、被相続人が長年消費者金融に支払いを続けていた場合、過払いになっている可能性もありますので、相続放棄するかどうかは専門家の意見を聞いてから決めてください。

なお、相続人が被相続人の保証人になっている場合、相続放棄しても債権者に対する保証人としての義務は残りますので注意が必要です。

Q5.

本人ではなく、家族のみが相談に来た場合どのように対応したら良いですか？

A5.

家族の心配な気持ちを受けとめながら、専門機関等の支援を受けることにより債務の問題は必ず解決できることを伝えるとともに債務者本人が債務整理についてどう考えているのかを確認し、債務者本人が債務整理に取り組むことを促す方法を相談してください。

ギャンブル依存、買い物依存などの依存症である場合、家族が本人の肩代わりを続けると、本人が自分の問題に気付く機会を奪い、問題行動がエスカレートすることになります。依存症には、家族の対応として特別な配慮が必要ですので、精神科などの専門医療機関や保健所などの相談窓口へ早めにご相談ください。

Q6.

「本人が行方不明になり、安否が心配だ」と家族が相談に来た場合、どのように対応したらよいでしょうか？

A6.

取り立てが怖くて身を隠している、家族に顔向け出きないと責任を感じ家に戻れないなど、様々な理由で行方不明になるケースは決して少なくありません。

自殺の危険性が高い状況に陥っている人もいますので、本人の安否が心配な場合は、まずは地元警察署の生活安全課に相談し行方不明者届の提出を検討することが重要です。行き先を示す何らかの手がかりを残しているケースもありますので、ていねいに探してみることも大事です。

Q7.

本人は行方不明であり、連帯保証人に対し債権者から支払いが請求されています。連帯保証人はどのように対応したらよいでしょうか？

A7.

債権者から支払い請求を受けた場合は、まず、①「契約書」と②「支払履歴」の提出を求めて下さい。「支払履歴」は連帯保証人としての契約が発生した日付から、本人が行方不明となった時までのものを求めてください。

「あなたが持っているでしょう」と言われるかも知れませんが、本来債権者が持つべきもので、ない場合や提出しない場合は支払う必要もありません。

連帯保証人の場合、本人ではないので残債務額が正確に分からない場合もありますが、過払いがあれば支払いはゼロになり、残債務があれば今後の支払い方法について相談することになります。いずれにしても①と②が揃ったら法律専門家へ相談に行きましょう。

Q8.

保証人と連帯保証人とはどのように違うのでしょうか？

A8.

連帯保証人は保証人と大きく異なり、債務者本人と全く同じ義務を負う保証制度であり、連帯保証人になるにはそのリスクを良く理解の上判断する必要があります。

保証人には、催告の抗弁権（債権者に対し、お金を借りた本人にまず請求するように求める権利）と検索の抗弁権（差し押さえをされそうになった場合、先に本人の財産を差し押さえするよう主張することができる権利）がありますが、連帯保証人にはいずれの権利もないのが、大きな違いです。

連帯保証人は債務者と全く同じ義務を負うので、いきなり返済を請求されますし、公正証書が作成されている場合は、強制執行されることもあります。つまり、連帯保証人とは債務者本人と全く同等の債務を負うことになるリスクの高い制度です。よく連帯保証人にはなると言われる所以はここにあるのです。

お金の借り入れに関して、「保証人をお願いします」と言われたら、契約書の提示を求め、良く読んで内容を確認した上で判断してください。

Q9.

借り入れ状況に関する聞き取りの際、どのようなことに留意するべきでしょうか？

A9.

サラ金だけの債務整理や個別の債務を整理したいと相談に来るケースも少なくなく、信販系からの借入・ローンや銀行カードローンなどについて最初からは話さない相談者もいます。債務整理を行う場合、すべての債務が対象になることを伝え、ローン返済中の商品などがないか、保証債務はないかなどたずねてみる必要があります。

Q10.

数年間返済が滞っているが、借入先からは何も督促がない場合、そのまま放置しておいてもよいのでしょうか？

A10.

借入先が株式会社等の法人である場合、債権は商行為による債権とされ、商法第 522 条に基づき消滅時効期間は 5 年となります。（借入先が個人の場合、消滅時効期間は 10 年）

借入先が法人であって、5 年以上取引（借入又は返済）をしていない場合、消滅時効を援用できますが、本当に 5 年以上取引をしていないか、或いは 5 年の間に債務名義（訴訟で判決をとられている）をとられていないかなど、本人が忘れていることもあるので、注意が必要です。

過去 5 年間に一度でも 1 円でも返済していると消滅時効は成立しません。最近になって居場所が判明し、取り立てがきてつい支払ったというケースもあります。即断せずに専門機関等につないでください。

Q11.

「複数社からの借金を“おまとめローン”(p2の※注1を参照)にしようと思う」と相談された場合、どのように対応したらよいでしょうか？

A11.

引き直し計算による債務の減額なしにまとめて借り換える場合、債務者にとって不利と考えることができます。消費者センター等の専門機関に相談するよう勧めてください。

Q12.

「債務者本人がうつ状態で、どうしたらいいか分かりません。」と相談された場合、どう対応したら良いですか？

A12.

精神的に追い詰められている場合、家計簿などの作成もできない相談者もいます。家族がいれば協力してもらい、いない場合は、月々の支払額を差し引いた収支計算をして1ヶ月の平均を算出してみてください。目安になります。但し、あまり余裕がない場合は分割での返済は難しいかもしれません。とにかく話を聞いてもらえるだけでいいという方もいらっしゃいます。相談者の辛い気持ちを受け止め、必要に応じて保健所、千葉県精神保健福祉センター、千葉市こころの健康センター、医療機関等につないでください。辛い気持ちを受けとめてもらえたことで、相談者が問題解決に前向きになることもあります。

IV. 参考資料

【4 つの債務整理方法】

債務整理の合理的で確実な方法として、以下の4つの方法があります。

- ① 任意整理－裁判所を使わず、債務者と債権者の間の話し合いで返済方法を合意します－
裁判所を利用せず、通常は、弁護士や司法書士など専門家に依頼する。依頼を受けた専門家が債権者と個別に減額交渉などを行い、返済方法を合意する方法。

所要期間（相談～返済計画の合意まで）

→2～4ヶ月※

所要費用→1社2万5千円程度

（これに加え報酬額が加算される場合あり）※

任意整理に適している場合

- 借金総額が比較的少額の場合
- 「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合

主なメリット

- 当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能
- 引き直し計算により、借金の額の減額が可能
- 受任通知により取り立てが止まる
（全ての手続に共通）

主なデメリット

- 当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がない
- 事故情報に登録される恐れがある
（全ての手続に共通）

※ ここで紹介する数値は一例です。

具体的には地元の法律専門家に確認して下さい。

- ② 特定調停－（簡易）裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します－
簡易裁判所に申し立てをする。簡易裁判所の調停委員会の仲介により債務者と債権者が減額や返済の仕方を話し合い、解決策を見いだしていく方法。

※法律の専門家に依頼しなくとも申し立て可能。

所要期間（相談～返済計画の合意まで）

→1～2ヶ月※

所要費用→数千円程度※

特定調停に適している場合

- 借金をしている貸金業者の数が少ない場合
- 「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合

主なメリット

- 裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる
- 返済計画に強制力があり、給与の差し押さえ等も止められる
- 法律専門家を頼まずにできるので、費用が安い

主なデメリット

- 過払金の請求はできない。過払金の請求は別途訴訟で行う必要がある。
 - 返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられる
- ※ ここで紹介する数値は一例です。

具体的には地元の簡易裁判所や自治体の法律相談等に確認して下さい。

- ③ 個人版民事再生（地方）裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します—
通常は、弁護士や司法書士など専門家に相談して、借金の一部を原則として3年以内で支払う計画を立てる。

地方裁判所に計画が認められたら、残りの借金を免除してもらう方法。

※住宅ローンがある場合、住宅を失うことなく、借金を整理することも可能な場合がある。

※一定の収入があることが条件。

所要期間（相談～返済計画案の認可まで）

→1年程度※

所要費用→30万～60万円程度※

個人版民事再生に適している場合

- 借金をしている貸金業者の数や額が多い場合
- 相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合
- 住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合

主なメリット

- 給与所得者等再生手続では、話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理可能
- 住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能
（住宅に住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合など特別条項を利用できない場合もあります。）
- 給与の差し押さえ等を止められる

主なデメリット

- 抵当権などで担保される債務（元本+利息・損害金）が5,000万円以下であり、かつ、継続・回復した収入がある債務者でなければ利用できない。
 - 手続が相対的に複雑なため費用と時間がかかる
- ※ ここで紹介する数値は一例です。

具体的には地元の法律専門家に確認して下さい。

④ 自己破産—裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらいます—

債務額が過大で支払い不能になっている場合に、地方裁判所に申し立てをする。自己所有の財産を換金して債権者に分配する方法。

「免責決定」が得られると、税金、社会保険料の滞納分、犯罪行為に基づく賠償金、養育費の支払義務等一部を除き、債務の返済が免責される。

所要期間（相談～破産手続きの終了まで）

→2ヶ月～半年程度※

所要費用→30万～60万円程度※

自己破産に適している場合

- 返済の見込みがない場合

主なメリット

- 免責が許可されれば、早期に借金から解放される
- 給与の差し押さえ等を止められる

主なデメリット

- 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う
ただし、住宅については、通常、破産決定後直ちに明け渡す必要はなく、新しい所有者が売買代金を納付するまでは住み続けることができることが多い。
- 破産原因が申立人の著しい浪費やギャンブルによる借金である場合、前回免責を受けてから7年間経過していない場合等には原則として免責されないが、例外もある。
- 官報に氏名、住所が記載される
- 一定の資格を喪失したり、免責が許可されるまで一定の職業に就けない等の制約がある
 - ・ 公法上の資格制限（資格を喪失する主な職種）
弁護士、公認会計士、税理士、公証人、司法書士、社会保険労務士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者の登録、証券取引外務員、生命保険募集員、損害保険代理店、警備業者及び警備員、風俗営業、古物営業、質屋営業の営業者及び風俗営業所の管理者
 - ・ 私法上の資格制限
民法上、後見人・成年後見監督人、保佐人、遺言執行者になれない
会社法上、合名会社・合資会社・合同会社の社員については退社事由、株式会社の取締役、監査役については退任事由（ただし、株主総会で再度選任することは可能）

具体的には地元の法律専門家に確認して下さい。

【利息制限法と出資法、およびグレーゾーン金利】

日本には、利息の制限（お金を借りる時に借り手が貸し手に支払う利息の上限を定めること）に関する二つの法律があります。

一つは民事上のルールを定めた「利息制限法」、もう一つが刑事上のルールを定めた「出資法」です。

「利息制限法」では、利息の上限が“年 15 ～ 20%”（元本が 10 万円未満：20%、10 万～100 万円：18%、100 万円以上：15%）に定められており、上限を超える利息で契約をしたとしても、上限を超える部分については民事上無効ということになります。

一方、「出資法」では、平成 22 年 6 月の改正出資法施行以前には、元本にかかわらず、一律に年 29.2%（閏年は年 29.28%）を上限と定められており、上記上限を超える利息で契約した場合、刑事罰の対象となっていました。

このように「利息制限法」と「出資法」の二つの法律の上限の間には隙間が空いており、これが「グレーゾーン金利」と呼ばれるものです。そして、「利息制限法」の利息上限規定には罰則規定がないため、多くの貸金業者はこの「グレーゾーン金利」でお金を貸していました。このため、利息制限法の上限金利で引き直し計算を行うと借金が減額し、結果として過払いとなることもあるのです。なお、平成 22 年 6 月をもって出資法の上限金利は元本の額に関わらず一律 20%に改められ、グレーゾーン金利は大幅に縮小しましたが、元本 10 万円以上については現在も存在しています。

【利息制限法への引き直し計算】

利息制限法の上限金利（例えば元本が 100 万円であれば年 15%）で計算し直して、法律上返済義務のある額を算出することを「利息制限法への引き直し計算」と呼んでいます。なお、この場合、利息制限法の制限を超えて支払った利息は、元本に充当されることとされています。

具体的な数字で考えてみましょう。A さんが 200 万円を貸金業者から、2 年契約の年率 20%で借り入れ、1 年目に元金 100 万円と利息 40 万円を、2 年目に元金 100 万円と利息 20 万円を返済しました。この場合、利息制限法により元本 100 万円以上を借りた場合の上限金利は 15%なので、引き直し計算した利息は 1 年目は 30 万円となります。

ついでに、40 万円－ 30 万円＝ 10 万円を余計に支払っていたことになり、引き直し計算により元本に充当することとなるため、2 年目の元本は 100 万円－ 10 万円＝ 90 万円、利息は 90 万円×18%で 16 万 2,000 円となり、A さんが返済義務を負う総額は、246 万 2,000 円となることから、A さんは 260 万円返済していることから、13 万 8 千円が過払いとなり、A さんは払いすぎた利息の返還を求めることが出来るのです。

詳しくは弁護士、司法書士などの専門家に相談することをおすすめします。

借入先一覧表

	借入先	連絡先 (電話番号)	時期 (いつから借りているか)	借入金額	備考
1			年 月～	円	
2			年 月～	円	
3			年 月～	円	
4			年 月～	円	
5			年 月～	円	
6			年 月～	円	
7			年 月～	円	
8			年 月～	円	

○ 相談にあたって持参するものチェックリスト

持参するもの	確認
借入先一覧表	
光熱費、電話代などの領収書や通帳類	
給与明細（直近の3ヶ月分）	
家計収支表	

借入先一覧表、光熱費、電話代などの領収書や通帳類、給与明細（直近の3ヶ月分）を持参すると相談がスムーズにいきやすいのでぜひ持参されることをおすすめします。
可能であれば、家計収支表も一緒に持参してください。

家計収支表（円）

	年月分	年月分
最近の2ヶ月分→		
前月からの繰越		
給与（申立人本人分）		
給与（配偶者分）		
給与（ 分）		
自営収入（申立人本人分）		
自営収入（ 分）		
年金（申立人本人分）		
年金（配偶者分）		
年金（ 分）		
雇用保険（分）		
生活保護（分）		
児童（扶養）手当		
援助（から）		
借入金その他（）		
合計		
住居費（家賃、地代）		
駐車場代		
食費		
嗜好品代		
外食費		
電気代	領収書がない場合は取り寄せが必要。 滞納している場合は記載しないこと。	
水道代		
ガス代		
電話料金		
新聞代		
国民健康保険料（国民年金）		
生命保険料等（）		
交通費	家族全員分を記載します。	
ガソリン代		
医療費		
被服費		
教育費		
交際費		
娯楽費		
債務返済実額（申立人本人分）	借金の毎月の返済額を 全て記載します。	
債務返済実額（同居人分）		
その他（）		
翌月への繰越		
合計		

- 〔 この家計収支表は赤字が出ないように作成されています。
 借入や返済なども記載するので、必ず繰越金が出ることに留意して下さい。 〕
- ※ 駐車場代，生命保険料，ガソリン代が本人の支出でない場合は，該当者の氏名を記入してください。
 - ※ 各月の収入合計と支出合計は同額になるように記入してください。
 - ※ 支払を滞納している場合は，当該欄に「滞納」と記載してください。

千葉県自殺対策連絡会議 自殺対策相談機関連絡調整部会

構成機関

県健康福祉センター、社会福祉法人千葉いのちの電話、千葉県精神保健福祉センター、千葉産業保健推進センター、千葉県弁護士会、日本司法支援センター千葉地方事務所、千葉司法書士会、千葉県社会福祉協議会、中核地域生活支援センター、地域包括支援センター、千葉県福祉ふれあいプラザ、子どもと親のサポートセンター、千葉県産業振興センター、社団法人千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉大学大学院医学研究院、千葉県臨床心理士会、千葉市こころの健康センター、船橋市保健所保健予防課、柏市保健福祉部保健福祉総務課

千葉県 自殺対策相談対応のための共通相談マニュアル集Ⅴ
「借金・経済問題への対応」

発行 平成 25 年 3 月

作成 千葉県自殺対策連絡会議 自殺対策相談機関連絡調整部会

(連絡先) 千葉県健康福祉部健康づくり支援課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1

電話：043-223-2668、ファクシミリ：043-225-0322

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/index.html>

E-mail：kokoken@mz.pref.chiba.lg.jp